

高齢者の元気応援キャンペーン協賛企業・団体
募 集 要 項

令和5年4月

松 戸 市

1 募集の趣旨

本市では、「高齢者がいつまでも元気で暮らせるまちづくり」の一環として、高齢者の活躍の機会と場づくりを推進しています。健康寿命を延伸し、高齢になっても元気で自立した生活を送るために、自治体・地域住民だけではなく、支援・サービスに携わる事業者や団体、民間企業が高齢者を見守っている、応援しているという風土づくりをすること、そして、住民が主体となり介護予防に資する活動を行う「通いの場」等の、地域活動を推進していくことが必要不可欠であると考えています。

そこで、高齢者の活躍の機会と場づくりの一環として、(1) 高齢者の元気応援（介護予防）に資する独自のサービスを実施している企業・団体 (2) 地域活動団体向けコンテンツを提供する企業・団体 (3) 「通いの場」活動場所を提供する企業・団体・個人を募集します。

応募にあたっては、この要項をご理解ご確認いただいた上で、ご応募ください。

2 募集項目

- (1) 高齢者の元気応援（介護予防）に資する独自のサービスを実施している企業・団体等
- (2) 地域活動団体向けコンテンツを提供していただける企業・団体等
- (3) 「通いの場」活動場所を提供していただける企業・団体・個人等

3 高齢者の元気応援（介護予防）に資する独自のサービスを実施している企業・団体等の募集について

1 募集内容

- 高齢者の元気応援（介護予防）に資する独自のサービスを展開し、高齢者の元気応援を支援する企業・団体等を募集します。
- 実施するサービスの内容例
見守り、高齢者の方が買物しやすいよう休憩用椅子の設置、夏場等に給水所設置、杖置き場の設置、徒歩にて買い物に來れば1%割引、店内にて健康相談の実施、開店前にラジオ体操の実施等。
※介護保険法に基づくサービスは対象外とします（指定事業者による事業等）。
- サービスを複数実施することも可能です。
- 現在実施中のサービス又は今後、企画・実施する予定のサービスであっても応募は可能です。

2 応募資格

- 法人又は任意団体等（以下「団体等」という。）であり、原則、市内に店舗や事業所等があること。
※市外に店舗や事業所等がある団体等で、松戸市の高齢者に対して独自のサービスが行える場合はご相談ください。
- 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を行う団体でないこと。
- 団体等の関係者等が、松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等でないこと。
- 協賛団体として承認された後は、上記応募資格を承認の継続資格とし、定期的に確認します。
- 現行の利益が発生しているサービスや市等から補助金の支払いを受けているサービス単体では応募できません。

3 応募要件

- 本キャンペーン協賛の申請をし、承認された団体等（以下「協賛団体」という。）は、本キャンペーン協賛の申請時に申請書等において提出された情報については、キャンペーンの実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表することに同意することとします。協賛団体名及びサービス内容について、本市ホームページに掲載します。
- 協賛団体は、本市から配布されるポスター・ステッカー・のぼり等を掲示し、サービ

ス内容について広く市民に周知するように努めるものとします。

- 協賛団体が本キャンペーン協賛の承認に伴い実施するサービスにより生じた問題の責任は、協賛団体にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。
- 今後、企画・実施する予定のサービスの場合は、そのサービスの開始時から協賛団体であることとし、開始時期が確定し次第、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

4 応募に関する手続・審査・留意事項

- 応募の際は、当課所定の協賛申請書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 申請にあたり、申請書とは別に、必要書類の提出を求める場合があります。
- 応募申請書の提出をし、承認された者は、申請書等に記載された情報については、本事業の実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表することに同意することとします。
- 理由の如何を問わず、提出書類は返却しません。
- 申請書の提出をもって、この応募要項に同意したものとします。
- 審査の結果にかかわらず、応募に要した費用等は申請者が負担することとします。
- 審査の結果により損害があった場合であっても、本市が責任を負うものではありません。
- 審査にあたっては、必要に応じて面談等を実施します。

5 結果の通知

- 文書にて結果を通知します。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせについては、お受けできません。

6 応募の無効事項、承認の取り消し事項

- 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
 - ① 審査の結果、応募資格がないと認めた団体等の場合
 - ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合
 - ③ サービス運営に関し法令違反が明らかになった場合
 - ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
- 次のいずれかに該当する場合は、キャンペーン協賛団体の承認を取り消します。
 - ① 前2項応募資格（承認の継続資格）に該当しない場合
 - ② 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合

7 その他

- 本キャンペーン協賛の承認に伴い実施する内容により生じた問題の責任は、内容の提供者にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。
- 登録内容に変更が生じた場合には、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 協賛を取り下げする場合には、当課所定の取下届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 年度末に当該年度の活動実績の提出をお願いします。
- サービス利用状況等について、必要に応じ、報告を求める場合があります。
- 本市で募集した「通いの場」登録団体等につきましては、本キャンペーン協賛団体とします。

4 地域活動団体向けコンテンツを提供する企業・団体等の募集について

1 募集内容

- 松戸市内の地域活動団体向けに各種講座や講師派遣等のコンテンツを提供していただける企業・団体等を募集します。
- 提供するコンテンツの内容例
 - ① 健康・介護予防・食育
体操、ダンス、レクリエーション、健康や食に関する講話、口腔ケア など
 - ② 文化・芸術・趣味・教養
華道、編み物・手工芸、料理、音楽、語学、手話、パソコン、カメラ など
 - ③ 暮らし・生活・ライフプラン
防災・防犯活動、交通安全に関すること、終活セミナー など
 - ④ その他

応募・登録について、複数登録可です。

※ 趣味・教養の分野にとどまらず、まちづくりや地域団体の育成につながるもの、子ども向けや世代間交流に役立てる内容も歓迎します。

2 応募資格

- 法人又は任意団体等（以下「団体等」という。）であり、松戸市内の地域活動団体向けに講座や講師派遣等のコンテンツを提供できること。
- 年間を通して依頼に応じてコンテンツの提供ができること。
- 原則、交通費等実費相当以外は依頼者に負担を求めないこと。
- 商品等の販売・勧誘等又はそれに類する行為をしないこと。
- 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を行う団体等でないこと。
- 団体等の関係者等が、松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等でないこと。
- 協賛団体として承認された後は、上記応募資格を承認の継続資格とし、定期的に確認します。

3 応募要件

- 本キャンペーンの申請をし、承認された団体等（以下「協賛団体」という。）は、本キャンペーンの申請時に申請書等において提出された情報については、地域活動団体向けコンテンツの提供の実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表すること

に同意することとします。協賛団体名及び提供場所の詳細等について、本市ホームページに掲載します。

- 協賛団体は、本市から配布されるポスター・ステッカー・のぼり等を掲示し、「通いの場」向けコンテンツの提供について広く市民に周知するように努めるものとします。
- 協賛団体が本キャンペーンの承認に伴い実施する地域活動団体向けコンテンツの提供により生じた問題の責任は、協賛団体にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。
- 今後、企画・実施する予定のコンテンツの場合は、そのコンテンツ提供の開始時から協賛団体であることとし、開始時期が確定し次第、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

4 応募に関する手続・審査・留意事項

- 応募の際は、当課所定の応募申請書に必要事項を記載のうえ、ご提出をお願いします。
- 申請にあたり、応募申請書とは別に、必要書類の提出を求める場合があります。
- 応募申請書の提出をし、承認された協賛団体は、申請書等に記載された情報については、本事業の実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表することに同意することとします。
- 理由の如何を問わず、提出書類は返却しません。
- 応募申請書の提出をもって、この応募要項に同意したものとします。
- 審査の結果にかかわらず、応募に要した費用等は申請者が負担することとします。
- 審査の結果により損害があった場合であっても、本市が責任を負うものではありません。
- 審査にあたっては、必要に応じて面談等を実施します。

5 結果の通知

- 文書にて結果を通知します。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせについては、お受けできません。

6 応募の無効事項、承認の取り消し事項

- 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
 - ① 審査の結果、応募資格がないと認めた団体等の場合
 - ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合
 - ③ 申請者の提供する内容に関し法令違反が明らかになった場合
 - ④ 本市が必要に応じて提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
- 次のいずれかに該当する場合は、キャンペーン協賛団体の承認を取り消します。

- ① 前2項の応募資格に該当しない場合
- ② 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合

7 コンテンツ提供時の注意事項

- 本キャンペーンは、松戸市内の地域活動団体の活動を促進するということを目的としています。依頼者の希望に応じた講座をともに考え、実施していただくものであるということをご理解ください。
- 本キャンペーンとしての活動は、営利目的の活動ではなく、社会貢献を目的とした活動であることにご留意ください。
- 本キャンペーンとして活動する際、主体は依頼者（地域の団体等）となります。提供する内容は、依頼者の立場に立って、わかりやすく、関心の持てる内容をご検討ください。
- 本キャンペーンは、市内の地域活動団体での活動を支援することを前提としていますので、個人に対するコンテンツの提供はできません。

9 その他

- 登録内容に変更が生じた場合には、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 登録を取り下げする場合には、当課所定の取下届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 年度末に当該年度の活動実績の提出をお願いします。
- コンテンツ提供状況等について、必要に応じ、報告を求める場合があります。

5 「通いの場」活動場所を提供する企業・団体・個人等の募集について

1 募集内容

- 住民主体の介護予防に資する「通いの場」の活動場所を提供していただける企業・団体・個人等を募集します。

2 応募資格

- 原則、市内に活動場所（店舗や事業所等）があること。
※市外に店舗やスペース等がある団体等で、松戸市の高齢者に対して活動場所の提供が行える場合はご相談ください。
- 6 畳以上の活動場所が提供できること。
- 週 1 日以上、2 時間以上提供できること。
- 消防法等の基準を満たしていること。（例）“不特定多数の者が利用することが可能なスペースであること”等が考えられます。
- 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を行う団体でないこと。
- 団体等の関係者等が、松戸市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日松戸市条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等でないこと。
- 提供団体として承認された後は、上記応募資格を承認の継続資格とし、定期的に確認します。
- 活動場所の提供により団体等に利益を発生させることを目的としないこと。

3 応募要件

- 本キャンペーンの申請をし、承認された団体等（以下「協賛団体」という。）は、本キャンペーンの申請時に申請書等において提出された情報については、「通いの場」活動場所提供の実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表することに同意することとします。協賛団体名及び提供場所の詳細等について、本市ホームページに掲載します。
- 協賛団体は、本市から配布されるポスター・ステッカー・のぼり等を掲示し、「通いの場」活動場所の提供について広く市民に周知するように努めるものとします。
- 協賛団体が本キャンペーンの承認に伴い実施する「通いの場」活動場所の提供により生じた問題の責任は、協賛団体にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。

4 応募に関する手続・審査・留意事項

- 応募の際は、当課所定の募集申請書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 申請にあたり、申請書とは別に、必要書類の提出を求める場合があります。

- 応募申請書の提出をし、承認された者は、申請書等に記載された情報については、本事業の実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表することに同意することとします。
- 理由の如何を問わず、提出書類は返却しません。
- 申請書の提出をもって、この応募要項に同意したものとします。
- 審査の結果にかかわらず、応募に要した費用等は申請者が負担することとします。
- 審査の結果により損害があった場合であっても、本市が責任を負うものではありません。
- 審査にあたっては、必要に応じて面談等を実施します。

5 結果の通知

- 文書にて結果を通知します。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせについては、お受けできません。

6 応募の無効事項、承認の取り消し事項

- 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
 - ① 審査の結果、応募資格がないと認めた団体等の場合
 - ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合
 - ③ 「通いの場」活動場所の提供に関し法令違反が明らかになった場合
 - ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
- 次のいずれかに該当する場合は、「通いの場」活動場所の提供団体の承認を取り消します。
 - ① 前2項応募資格（承認の継続資格）に該当しない場合
 - ② 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合

7 利用までの流れ

- (1) 市が活動場所を周知する、サロンを実施する住民（以下、「通いの場運営者」という。）から市へ相談が入る ※1
- (2) 市が必要に応じて通いの場運営者へ条件が合う活動場所を紹介する
- (3) 通いの場運営者が活動場所提供者へ利用の相談をする
- (4) 通いの場運営者が市に誓約書を提出する
- (5) 市が活動場所提供者へ通知を送付する
- (6) 通いの場運営者が活動場所を利用する ※2 ※3

※1 「通いの場」とは、任意のボランティア団体を想定しています。

- ※2 キャンセル等の利用に関しての連絡は通いの場運営者と活動場所提供者の間で行うものとします。
- ※3 利用料は、無料、または徴収する場合は通いの場運営者より実費相当を徴収することを想定しています。

8 その他

- 本キャンペーンの承認に伴い実施する内容により生じた問題の責任は、内容の提供者にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。
- 登録内容に変更が生じた場合には、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 協賛を取り下げする場合には、当課所定の取下届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 「通いの場」活動場所利用状況等について、必要に応じ、報告を求める場合があります。

6 各応募書類提出先及びお問合せ先

- 書類の提出方法
郵送、FAX 又はEメールにて受け付けます。
- 提出先及び問い合わせ先
松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課
住所 〒271-8588
千葉県松戸市根本387番地の5
電話 047-366-7346
FAX 047-366-0991
E-mail mckaigoyobou@city.matsudo.chiba.jp